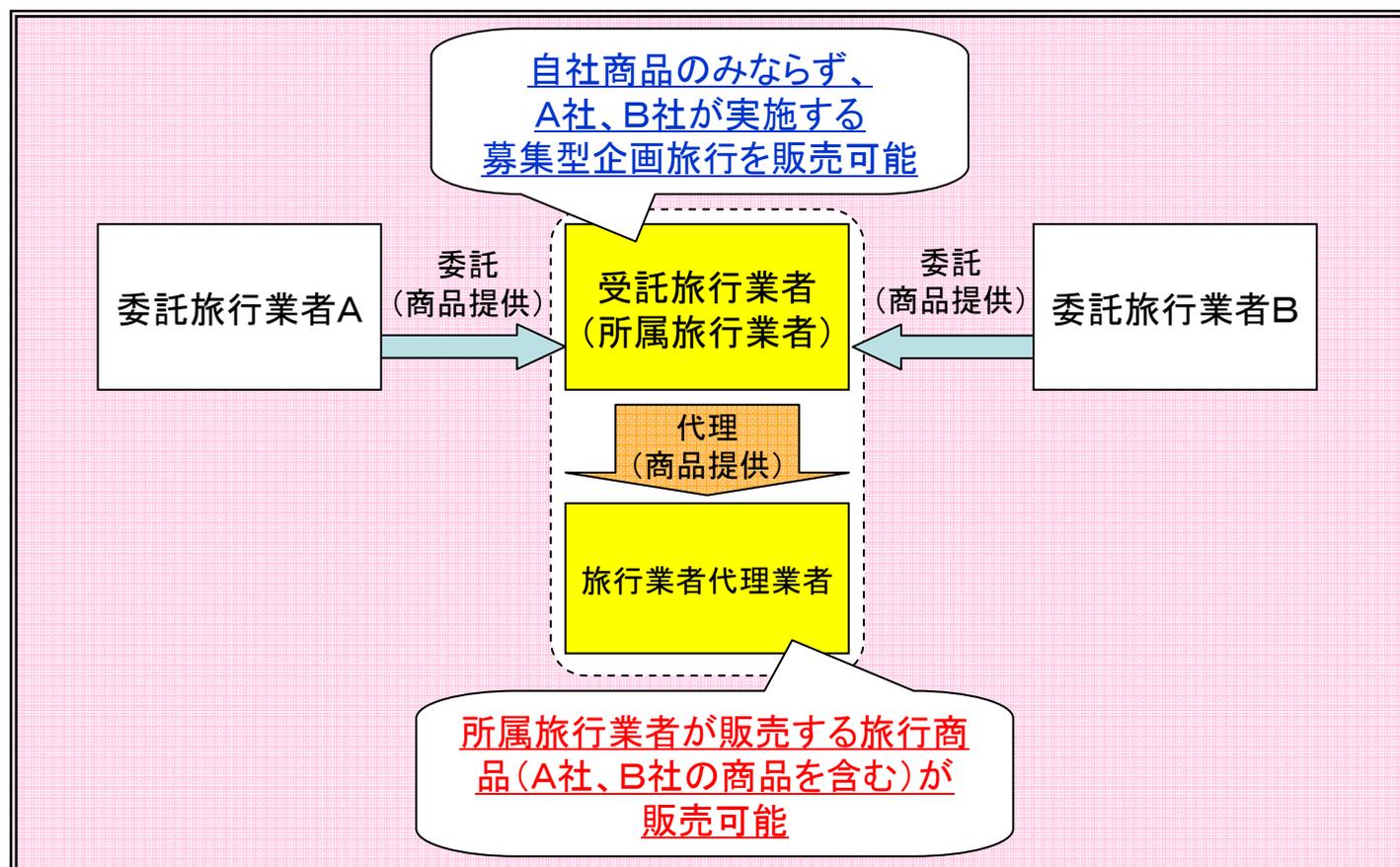


観光圏内限定旅行業者代理業者が取扱うことができる旅行



(企画旅行を実施する旅行者の代理)

第14条の2 旅行業者は、他の旅行業者が実施する企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)について、当該他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することを内容とする契約(以下「受託契約」という。)を締結したときは、第三条の規定にかかわらず、旅行業者代理業の登録を受けなくても、当該受託契約の相手方(以下「委託旅行者」という。)を代理して企画旅行契約を締結することができる。

2 前項の規定により委託旅行者と受託契約を締結した旅行業者(以下「受託旅行者」という。)が、当該受託契約において、当該受託旅行者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者のうち当該委託旅行者を代理して企画旅行契約を締結することができるものを定めたときは、その受託契約において定められた旅行業者代理業者(以下「受託旅行者代理業者」という。)は、当該委託旅行者を代理して企画旅行契約を締結することができる。

3 (略)

(旅行業者代理業者の旅行業務等)

第14条の3 旅行業者代理業者は、前条第二項の規定により代理して企画旅行契約を締結する場合を除き、その所属旅行業者以外の旅行業者のために旅行業務を取り扱ってはならない。